

2013年2月1日

「東大生態調和農学機構社会連携協議会」設置要綱

(名称)

1. 本会の名称は、「東大生態調和農学機構社会連携協議会」(以下「協議会」という)とする。

(目的)

2. 東大生態調和農学機構(以下「機構」という)・市民・行政の三者が対等の立場で話し合い、社会連携を通じた機構の教育・研究の発展と社会貢献、および市民・行政との協働事業の推進に資することを目的とする。

(組織)

3. 協議会は、機構・市民・行政から選んだ委員で構成する。

(市民委員の選考)

4. 市民委員の定員は10名程度とする。
 - ① 市民委員の選考は公募により行なう。
 - ② 市民委員の任期は2年とする。

(事業内容)

5. 次の事業を行なう。
 - ① 協働事業の提案および具体的内容についての協議
 - ② その他機構の社会連携・社会貢献全般に関わる事項についての協議ただし、上記2の目的に沿わない活動(政治・宗教・営利活動を含む)は除く。

(事務局)

6. 事務局は機構内に置く。

(その他事項)

7. この要綱に定めるもののほかは、協議会規約に定める。

以上